

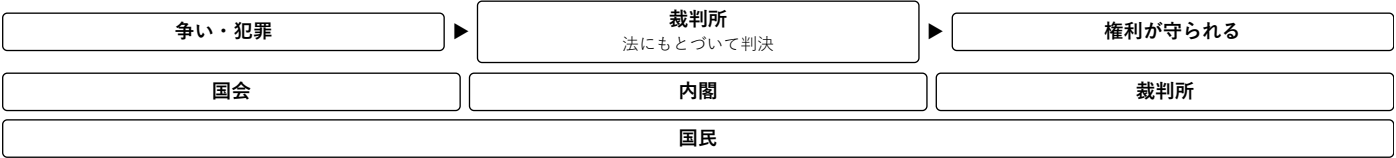
中学3年 社会 授業用プリント ⑦前半 民主政治のしくみ② 裁判所と三権分立

1 全体像	2・3 裁判所のしくみ	4・5 裁判の種類と人権	6・7 国民と司法	8・9 三権の抑制と均衡	10 まとめ
-------	-------------	--------------	-----------	--------------	--------

1 この単元の全体像 — 裁判所と三権分立は、私たちの権利をどのように守っている？

このページのゴール この単元で学ぶ裁判所のしくみ・裁判の種類・国民と司法・三権の抑制と均衡を、ざっと言える

◎では、法律をつくる国会（立法）と、法律にもとづいて国の仕事を行う内閣（行政）を学びました。この單元では、3つめの権力である司法になう裁判所と、3つの権力がたがいにおさえ合うしくみを見ていきます。争いや犯罪が起きたとき、裁判所は法にもとづいて判決を出し、私たちの権利を守ります。18歳以上になると、国民の中から選ばれて、裁判に加わることもあります。まず、全体を図で見わたしましょう。



① 裁判所のしくみ くわしくは2・3ページ

裁判所にはどんな種類がある？ 何回まで裁判を受けられる？ 裁判官はなぜ独立している？

② 裁判の種類と人権 くわしくは4・5ページ

民事裁判と刑事裁判は何がちがう？ 疑われた人の人権は、どう守られる？

③ 国民と司法 くわしくは6・7ページ

国民は、どのように裁判に参加する？ 裁判を身近にするために、何が変わった？

④ 三権の抑制と均衡 くわしくは 8・9 ページ

3つの権力は、どうおさえ合っている？ 裁判所はなぜ「憲法の番人」？

⑤ **まとめ** くわしくは 10 ページ

ステップチャートで、全部をつなぐ

この単元の問い 裁判所と三権分立は、私たちの権利をどのように守っている？（答えは10ページ）

この単元の解説記事 (図と例題つき・かてきょノート (katekyo-note.com)) :

三権分立 <https://katekyo->

[note.com/%e3%80%90e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e4%b8%89%e6%a8%a9%e5%88%86%e7%ab%8b%e3%81%ae%e8%](#)

裁判所と地方自治のしくみ <https://katekyo->

note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e8%a3%81%e5%88%a4%e6%89%80%e3%81%a8%e5%9c%b0%e6%

2 裁判所にはどんな種類があり、裁判は何回まで受けられる？

このページのゴール 司法と裁判所の種類、三審制（控訴・上告）とそのわけを言える

① 争いや犯罪は、法にもとづいて裁判所が解決する

Aさんが貸したお金を、Bさんが返しません。Cさんには、店の品物をぬすんだ疑いがあります。どちらも、力ではなく、⑤前半で学んだ「法の支配」のとおり、法にもとづいて裁判所が解決します。

司法（しほう）：社会の争いや犯罪を、法にもとづいて解決すること。司法権は裁判所に属します。

② 裁判所の種類

 最高裁判所 （東京都千代田区） 写真：Big Ben in Japan from Kawasaki, Japan (CC BY-SA 2.0)。Wikimedia Commons より、白黒にして切り取った	裁判所	おもな役割
	<u>最高裁判所</u>	最後の裁判（第三審が多い）。東京に1つ、司法の最高機関
	<u>下級裁判所</u> （4つ）	
	<u>高等裁判所</u>	おもに第二審
	<u>地方裁判所</u>	多くの事件の第一審
	<u>家庭裁判所</u>	家族の争い、少年の事件（20歳未満）の第一審
	<u>簡易裁判所</u>	金額の小さい争い、軽い犯罪の第一審

③ 三審制 — 裁判は何回まで受けられる？

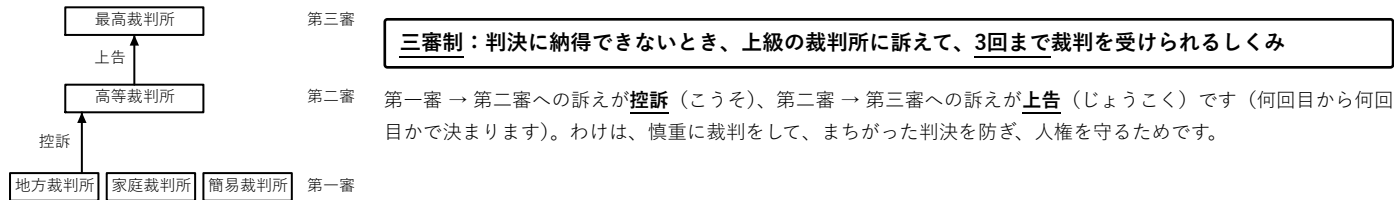


図 三審制のしくみ

家庭裁判所・簡易裁判所から始まる裁判もあります。簡易裁判所から始まる民事裁判では、控訴は地方裁判所へ、上告は高等裁判所へ進みます。

注意 × 第二審の判決に不服なとき、最高裁判所に控訴する → ○ 第二審から第三審へは上告。控訴は、第一審から第二審へ

合言葉 「1回目から2回目は控訴、2回目から3回目は上告」

→ まとめ：裁判は3回まで受けられ、まちがった判決を防ぐ

3 裁判官は、なぜ国会や内閣から独立している？

このページのゴール 司法権の独立（第76条）と裁判官の身分の保障、そのわけを言える

① もし、裁判官が命令されたら？

ある裁判の前に、政府の大臣が裁判官に「この人を重い罪にせよ」と命じ、そのとおりの判決が出たとしたら、公正な裁判といえるでしょうか。いえません。裁判は、人の財産や自由、ときには命にかかわることを決めます。国会や内閣、力の強い人の考えで判決が変わると、一人一人の権利が公正に守られなくなってしまう。

② 司法権の独立（第76条）

日本国憲法第76条を話し言葉に言いかえると、「裁判官は、自分の良心にしたがい、憲法と法律だけにしたがって裁判をする」ということです。

第76条：「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」

従ひ＝したがい、行ひ＝おこない、拘束（こうそく）＝しぼられる。

司法権の独立：公正な裁判のため、裁判所は国会や内閣などから干渉を受けないこと

③ 裁判官の身分の保障

裁判官は、次のようなときなどのほかは、やめさせられません。

1	心や体の故障で、仕事ができないと決まったとき
2	国会の弾劾裁判（だんがいがいばん）で、やめさせると決まったとき（⑥で学んだ弾劾裁判所の裁判）
3	最高裁判所の裁判官が、国民審査でやめさせると決まったとき（9ページ）

④ 独立が必要なわけ

- ① 裁判は、人の財産や自由、ときには命にかかわることを決める
- ② 国会や内閣などから口出しを受けると、判決が変わり、権利が公正に守られない
- ③ だから、裁判官は良心にしたがい、憲法と法律だけにしぼられて裁判をする。身分も守られているので、圧力に負けずに裁判ができる

注意 × 裁判官は、内閣の指示にしたがって裁判をする → ○ 司法権の独立。裁判官は良心と憲法・法律にだけしぼられる

合言葉 「裁判官は、良心と憲法・法律だけにしたがう」

→ まとめ：裁判官は独立しているから、公正な裁判で権利が守られる

4 裁判には、どんな種類がある？ だれが出席する？

このページのゴール 民事裁判と刑事裁判のちがいと、裁判に出席する人の役割を言える

① 2つの身近な場面

Aさんが貸したお金を返してもらえず、訴えた → **民事**の裁判

Cさんが品物をぬすんだ疑いで裁判に → **刑事**の裁判

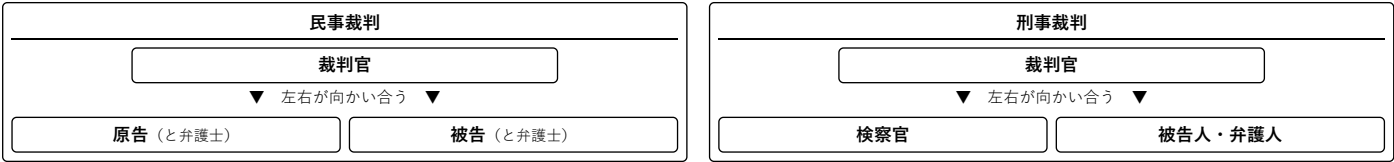
民事裁判（みんじさいばん）：個人や企業どうしの争いの裁判。訴えた人が**原告**（げんこく）、訴えられた人が**被告**（ひこく）

刑事裁判（けいじさいばん）：犯罪があったかどうか、有罪ならどのような刑罰にするかを決める裁判。**検察官**が**起訴**（きそ。裁判にかけること）して始まる

② 民事裁判と刑事裁判のくらべ

	民事裁判	刑事裁判
何を決める	お金の貸し借りや土地・契約などをめぐる争い	犯罪があったか。有罪なら刑罰
始まり方	訴えた人（原告）が裁判所に訴える	検察官が起訴する
向かい合う人	原告と被告	検察官と被告人（と弁護士）
終わり方	判決のほか、 和解 で終わることもある	判決。有罪なら刑罰

③ 法廷の席



検察官：犯罪を捜査し、疑いのある人を起訴するかどうかを決め、裁判で刑罰を求める人。**弁護人**：被告人の利益を守る弁護士

国や地方公共団体を相手に訴える裁判（**行政裁判**）も、民事裁判と同じように進められます。

注意 × 民事裁判の被告は、犯罪をした人 → ○ 民事裁判の被告は、訴えられた人で、犯罪とは関係ない。犯罪の疑いで裁判にかけられた人は**被告人**

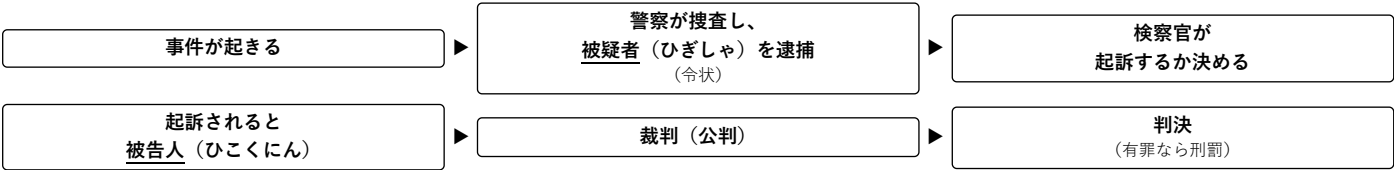
合言葉 「民事は原告と被告、刑事は検察官と被告人」

→ まとめ：民事は個人どうしの争い、刑事は犯罪を裁く

5 刑事裁判で、疑われた人の人権はどう守られる？

このページのゴール 刑事裁判の流れ（被疑者・起訴・被告人）と、被疑者・被告人の人権を守るしくみ、冤罪と再審を言える

① 刑事裁判の流れ



逮捕されても、有罪と決まったわけではありません。起訴されないことも、裁判で無罪になることもあります。有罪・無罪を決めるのは裁判所です。

② 被疑者・被告人の人権を守るしくみ

⑤後半で学んだ身体的自由（法の定める手続きによらなければ、罰を受けない）を、刑事裁判で守るための具体的なしくみです。

令状（れいじょう）	現行犯の場合を除き、裁判官が出す令状が無ければ逮捕されない
黙秘権（もくひけん）	自分に不利なことは言わなくてよい
弁護人を頼む権利	費用が出せなければ、国が弁護人をつける
拷問（ごうもん）の禁止	拷問などで無理に言わせた自白は、証拠にできない。自白だけしか証拠が無いときは、有罪にならない
公開の裁判	公平な裁判所で、速やかな公開の裁判を受けられる
無罪として扱う	有罪の判決が出るまでは、無罪として扱われる（「疑わしきは被告人の利益に」）

守るわけは、警察や検察官が、捜査や逮捕の強い権限をもつからです。行きすぎた捜査や、まちがった判決が起きると、取り返しがつきません。

冤罪（えんざい）：無実の人が罪に問われること。判決が確定した後でも、新しい証拠が見つかったときなどは、裁判をやり直す（再審）ことがある

注意 × 逮捕された人は、その時点で有罪と決まる → ○ 有罪・無罪を決めるのは裁判所。判決までは無罪として扱う

合言葉 「有罪の判決までは、無罪として扱う」

→ まとめ：疑われた人にも人権があり、冤罪を防ぐしくみがある

6 国民は、裁判にどのように参加する？

このページのゴール 裁判員制度（だれが・どんな裁判に・何を決める）と、その流れ・目的を言える

裁判員制度（2009年から）：国民の中からくじで選ばれた裁判員6人が、裁判官3人と一しょに、重大な刑事事件（殺人など）の第一審に参加し、有罪か無罪か、有罪ならどのような刑罰にするかを決める制度

① 裁判員裁判のしくみ

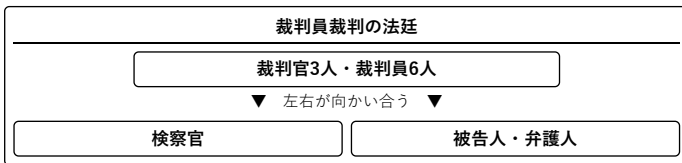


裁判員裁判が行われる法廷
（地方裁判所）

写真：Saya10（CC BY-SA 3.0）。Wikimedia
Commons より、白黒にして切り取った

対象	重大な刑事事件（殺人など）
参加する審	第一審
人数	裁判員6人＋裁判官3人
決めること	有罪か無罪か、刑罰の重さ
選ばれ方	くじで選ばれる（満18歳以上の国民）

② 法廷の席と、参加の流れ



- ① くじで候補者に選ばれる
- ② 裁判所で選ばれる（選任）
- ③ 法廷で裁判に立ち会う（公判）
- ④ 裁判官と話し合う（評議）
- ⑤ 判決

評議（ひょうぎ）：裁判員と裁判官が、有罪か無罪か、刑罰の重さを話し合うこと

③ 裁判員制度の目的

国民の感覚を裁判に生かし、裁判への理解と信頼を深めることです。

注意 × 裁判員は、第一審から第三審まですべてに参加する → ○ 裁判員が参加するのは**第一審**だけ

合言葉 「裁判員は6人、重大な刑事事件の第一審」

→ まとめ：国民が裁判に参加し、裁判への理解と信頼を深める

7 裁判を、身近で信頼できるものにするために、何が変わった？

このページのゴール 司法制度改革の中身（裁判員制度・法テラス・取り調べの可視化・被害者参加制度）と、取り入れられたわけを言える

① 改革の前の課題

これまで、裁判は時間と費用がかかり、利用しにくいと考えられてきました。そこで、国民にとって身近で、利用しやすく、信頼できる裁判にするための改革が進められています。

司法制度改革：裁判を国民にとって身近で、利用しやすく、信頼できるものにするための改革

② 4つの改革

改革	何をする	なぜ
<u>裁判員制度</u> （6ページ）	国民が裁判員として、刑事裁判に参加する	国民の感覚を裁判に生かし、裁判への理解と信頼を深める
<u>法テラス</u> （日本司法支援センター）	法律の相談などを受ける所	弁護士が少ない地域の人や、費用を出しにくい人も、法律の相談などを受けられるようにする
取り調べの <u>可視化</u>	取り調べの様子を録音・録画する	後から確かめられるようにし、無理な取り調べと冤罪を防ぐ
<u>被害者参加制度</u>	犯罪の被害者が刑事裁判に参加して、被告人に質問などができる	被害者が、裁判にかかわれるようにする

取り調べの録音・録画は、裁判員裁判の対象の事件などで義務になっています。被害者参加制度でも、判決を決めるのは裁判官（裁判員裁判では裁判官と裁判員）です。

③ こんなとき、どの改革？

- ① お金の貸し借りで困ったが、どこに相談すればよいかわからない → **法テラス**
- ② 無理に言われた自白で、冤罪が起きないようにしたい → **取り調べの可視化**
- ③ 被害を受けた人が、裁判で被告人に質問したい → **被害者参加制度**
- ④ 国民の感覚を、刑事裁判の判決に生かしたい → **裁判員制度**

注意 ×被害者参加制度で、犯罪の被害者が判決を決める → ○被害者は裁判に参加して質問などができる。判決を決めるのは裁判官（と裁判員）

合言葉 「法テラスで相談、可視化で冤罪を防ぐ」

→ まとめ：改革で、裁判は国民にとって身近で信頼できるものになる

8 3つの権力は、どのようにおさえている？

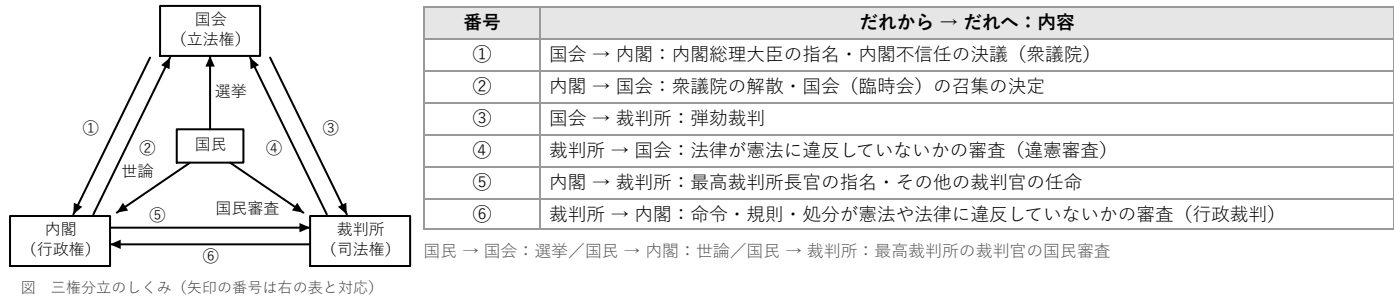
このページのゴール 三権分立のしくみ（抑制と均衡）と、三権がおさえる中身（①～⑥）、三権分立がとられるわけを言える

三権分立は、モンテスキューが『法の精神』で説いた考え方です。図の①②は議院内閣制（内閣が国会の信任にもとづいて成立し、国会に対して責任を負うしくみ）、③は弾劾裁判所で、単元⑥で学びました。

三権分立：国の権力を、立法権（国会）・行政権（内閣）・司法権（裁判所）の3つに分け、たがいに抑制（よくせい）し合い、均衡（きんこう）を保つしくみ

国会	法律の制定・予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名・弾劾裁判所の設置・憲法改正の発議
内閣	法律の実施と政令の制定・予算の作成・条約の締結・天皇の国事行為への助言と承認・最高裁判所長官の指名とその他の裁判官の任命・衆議院の解散の決定
裁判所	法にもとづく裁判・違憲審査（法律や命令・規則・処分が憲法に違反していないか）

① 三権がおさえる図



② 三権分立がとられるわけ

1つの機関が、法律をつくり、実施し、裁くまで全部できると、国民の自由と権利がおびやかされるので、3つに分けます。

注意 × 国会は国権の最高機関なので、おさえられることはない → ○ 内閣は衆議院を解散でき、裁判所は法律を審査できる

合言葉 「三権は、おさえ合って、つり合う」

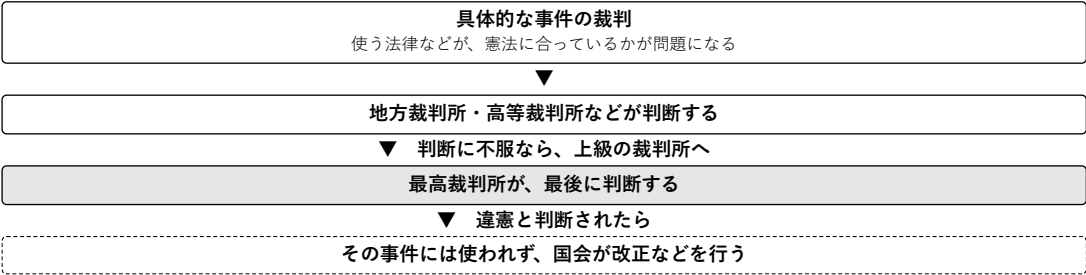
→ まとめ：権力の集中を防いで自由と権利を守る

9 裁判所は、なぜ「憲法の番人」とよばれる？

このページのゴール 違憲審査権（すべての裁判所がもち、最後は最高裁判所）と憲法の番人、国民審査を言える

違憲審査権（いけんしんさけん）：法律や命令・規則・処分が憲法に違反していないかを判断する権限。すべての裁判所がもつ

① 違憲審査の進み方



例：選挙区によって一票の重みにちがいがあ一票の格差（⑧）について、最高裁判所が「違憲」「違憲状態」の判決を出したことがあります。

最後に判断するのは最高裁判所なので、最高裁判所は「憲法の番人」とよばれる

② 国民審査

国民審査：最高裁判所の裁判官がふさわしいかを、国民が投票で審査するしくみ

任命後はじめての衆議院議員総選挙のときなどに、やめさせたほうがよいと思う裁判官に×をつけます。

③ 国民と三権

国民 →	働きかけ	中身
国会	選挙	国会議員を選ぶ
内閣	世論	国民の意見が、内閣の政策に影響する
裁判所	国民審査	最高裁判所の裁判官を審査する。国民は、裁判員としても司法にかかわる

注意 × 違憲審査権をもつのは、最高裁判所だけ → ○ すべての裁判所がもち、最後に判断するのが最高裁判所

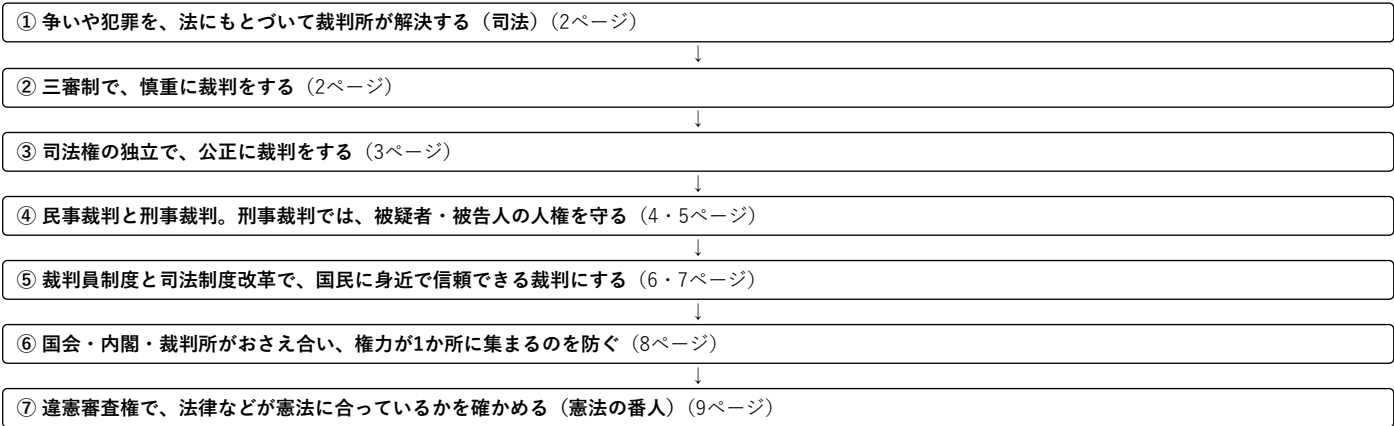
合言葉 「最高裁判所は憲法の番人」

→ まとめ：裁判所が法律などを憲法に照らして確かめ、国民も審査する

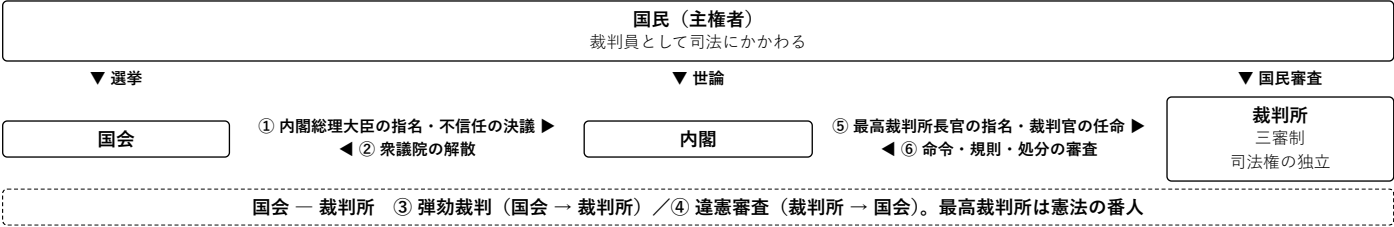
10 裁判所と三権分立は、私たちの権利をどのように守っている？

このページのゴール 2～9ページを、ステップチャートで順につないで、1ページの問いに答えられる

① ステップチャート



② 三権と国民の全体図



③ 3つの見方で、もう一度

裁判所の働き	三審制・司法権の独立・違憲審査権で、公正な裁判を行い、法律などが憲法に合っているかを確かめる
国民とのかかわり	裁判員制度・国民審査・選挙・世論で、国民が司法や政治にかかわる
権力を分ける	三権分立で、抑制と均衡により、権力の集中を防ぐ

④ 問いの答えの例

裁判所は、三審制や司法権の独立によって、法にもとづく公正な裁判を行い、刑事裁判では被疑者・被告人の人権も守ります。国民は、裁判員制度などで司法にかかわります。国会・内閣・裁判所はたがいにおさえ合い、裁判所は違憲審査権で法律などが憲法に合っているかを確かめて、権力の集中を防ぎ、国民の自由と権利を守っています。

確認問題 ① 裁判所の種類・司法権の独立・民事裁判と刑事裁判

答えと解説は15・16ページ（8枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

1 裁判所の種類と三審制について答えなさい。【2ページ】

次の役割をもつ裁判所を、語群から選びなさい。

最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所 簡易裁判所

- (1) 家族の争い・少年の事件の第一審 _____
- (2) 金額の小さい争いの第一審 _____
- (3) 多くの事件の第一審 _____
- (4) おもに第二審 _____
- (5) 争いや犯罪を、法にもとづいて解決することを何といいますか。 _____
- (6) 第一審の判決に納得できず、第二審の裁判所に訴えることを何といいますか。 _____
- (7) 第二審の判決に納得できず、第三審の裁判所に訴えることを何といいますか。 _____
- (8) 1つの事件について3回まで裁判を受けられるのは、なぜですか。「慎重」「人権」の語を使って書きなさい。

2 司法権の独立について答えなさい。【3ページ】

日本国憲法第76条を言いかえた次の文の (A) ～ (C) にあてはまる語を書きなさい。「裁判官は、自分の (A) にしたがひ、(B) と (C) にだけしづられて裁判をする。」

- (1) (A) _____
- (2) (B) _____
- (3) (C) _____
- (4) 次のうち、裁判官がやめさせられる場合として正しいものを1つ選びなさい。
ア 国会議員の多くが、判決に反対したとき イ 国会の弾劾裁判で、やめさせると決まったとき
ウ 内閣が、判決を気に入らないと考えたとき エ 世論が、判決に反対したとき _____
- (5) 司法権の独立が必要なのは、なぜですか。「公正」「権利」の語を使って書きなさい。

3 民事裁判と刑事裁判について答えなさい。【4ページ】

次の場面で開かれる裁判は、民事裁判・刑事裁判のどちらですか。

- (1) Dさんが、売った品物の代金を払ってもらえないとして、E社を裁判所に訴えた。 _____
- (2) Fさんが、他人の自転車をこわした疑いで逮捕され、裁判にかけられた。 _____
- (3) 土地の境目をめぐって、GさんとHさんが争い、Gさんが裁判所に訴えた。 _____
- (4) 犯罪の疑いのある人を起訴し、裁判で刑罰を求めるのはだれですか。 _____
- (5) 刑事裁判で、裁判にかけられた人の利益を守る弁護士を何といいますか。 _____
- (6) 刑事裁判で、起訴された人を何といいますか。 _____
- (7) 民事裁判の途中で、話し合いで解決することを何といいますか。 _____
- (8) 国や地方公共団体を相手に訴える裁判を何といいますか。 _____

確認問題② 刑事裁判と人権・裁判員制度・司法制度改革

答えと解説は15・16ページ（8枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

4 刑事裁判の流れと人権について答えなさい。【5ページ】

- (1) 次のア～エを、刑事裁判の流れの順に並べなさい。
ア 検察官が起訴する イ 警察が被疑者を逮捕する ウ 裁判官が判決を出す エ 被告人として裁判が開かれる _____
- (2) 現行犯の場合を除き、逮捕に必要な、裁判官が出す書類を何とといいますか。 _____
- (3) 自分に不利なことは言わなくてよいという権利を何とといいますか。 _____
- (4) 無実の人が罪に問われることを何とといいますか。 _____
- (5) 判決が確定した後でも、新しい証拠が見つかったときなどに、裁判をやり直すことを何とといいますか。 _____
- (6) 有罪の判決が出るまで、裁判にかけられた人は、どのように扱われますか。 _____

5 裁判員制度について答えなさい。【6ページ】

裁判員制度について、次の表の（1）～（4）にあてはまる数や語を書きなさい。

	裁判員裁判
人数	（1）人の裁判員と、（2）人の裁判官
参加する審	重大な刑事事件の（3）
選ばれる人	満（4）歳以上の国民

- (1) _____ (2) _____
- (3) _____ (4) _____
- (5) 次のうち、裁判員が裁判官といっしょに決めることとして正しいものを1つ選びなさい。
ア 裁判官を、やめさせるかどうか イ 事件を、起訴するかどうか
ウ 有罪か無罪か、有罪ならどのような刑罰にするか エ 法律を、新しくつくるかどうか _____
- (6) 裁判員制度が取り入れられたのは、なぜですか。「国民の感覚」「理解と信頼」の語を使って書きなさい。
- _____
- _____

6 司法制度改革について答えなさい。【7ページ】

次の(1)～(3)にあてはまる中身を、ア～ウから1つずつ選びなさい。

- ア 犯罪の被害者が、刑事裁判に参加して被告人に質問などができる
イ 弁護士が少ない地域の人なども、法律の相談などを受けられる
ウ 取り調べの様子を録音・録画する
- (1) 法テラス _____ (2) 取り調べの可視化 _____
- (3) 被害者参加制度 _____
- (4) 取り調べの可視化が取り入れられたのは、なぜですか。「無理な取り調べ」の語を使って書きなさい。
- _____
- _____

確認問題 ③ 三権の抑制と均衡・違憲審査とまとめ

答えと解説は15・16ページ（8枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

7 三権の抑制と均衡について答えなさい。【8ページ】

8ページの図の①～⑥は、次のア～カのどれにあてはまりますか。

- ア 最高裁判所長官を指名し、その他の裁判官を任命する
- イ 内閣総理大臣を指名し、内閣不信任の決議をする
- ウ 法律が憲法に違反していないかを審査する
- エ 衆議院を解散し、国会の臨時会の召集を決める
- オ 裁判官をやめさせるかどうかの裁判を行う
- カ 命令・規則・処分が憲法や法律に違反していないかを審査する

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) ① _____ | (2) ② _____ |
| (3) ③ _____ | (4) ④ _____ |
| (5) ⑤ _____ | (6) ⑥ _____ |

(7) 三権分立を説いた人物の名前と、その人物が書いた本の名前を、それぞれ書きなさい。 _____

(8) 国民が国会・内閣・裁判所に働きかける方法の組み合わせとして正しいものを選びなさい。

- ア 国会＝世論／内閣＝選挙／裁判所＝国民審査
- イ 国会＝選挙／内閣＝国民審査／裁判所＝世論
- ウ 国会＝国民審査／内閣＝世論／裁判所＝選挙
- エ 国会＝選挙／内閣＝世論／裁判所＝国民審査 _____

(9) 三権分立がとられているのは、なぜですか。「権力の集中」「自由と権利」の語を使って書きなさい。

8 違憲審査とまとめについて答えなさい。【9・10ページ】

- (1) 法律や命令・規則・処分が憲法に違反していないかを判断する権限を何といいますか。 _____
- (2) 最高裁判所は、(1) を最後に判断することから、何とよばれますか。 _____
- (3) 最高裁判所の裁判官がふさわしいかを国民が審査する国民審査で、やめさせたほうがよいと思う裁判官には、投票用紙にどうしますか。 _____
- (4) 地方裁判所や高等裁判所は、(1) をもっていますか。「もつ」か「もたない」で答えなさい。 _____

次の場面にあてはまるしくみを、語群から選びなさい。

弾劾裁判 取り調べの可視化 司法権の独立 裁判員制度

- (5) 国会が、ふさわしくない行いをした裁判官について、やめさせるかどうかを決める裁判。 _____
- (6) 裁判官が国会や内閣から口出しを受けず、良心と憲法・法律にしたがって裁判をする。 _____
- (7) 取り調べの様子を録音・録画して、後から確かめられるようにする。 _____
- 10ページのステップチャートの (A) (B) にあてはまる語を書きなさい。「② (A) で、慎重に裁判をする」「④ 刑事裁判では、(B) の人権を守る」
- (8) (A) _____ (9) (B) _____

覚えることの一覧（何も見ずに書けるか、紙でかくして確かめよう）

司法・裁判所の種類・三審制（2ページ）

司法＝社会の争いや犯罪を、法にもとづいて解決すること。司法権は裁判所に属する。

裁判所	おもな役割
最高裁判所	最後の裁判（第三審が多い）。東京に1つ
高等裁判所（下級）	おもに第二審
地方裁判所（下級）	多くの事件の第一審
家庭裁判所（下級）	家族の争い、少年の事件（20歳未満）の第一審
簡易裁判所（下級）	金額の小さい争い、軽い犯罪の第一審

三審制＝1つの事件について3回まで裁判を受けられるしくみ（慎重に裁判をして、まちがった判決を防ぎ、人権を守るため）。第一審→控訴→第二審→上告→第三審。

司法権の独立（3ページ）

司法権の独立＝裁判所は国会や内閣から干渉を受けず、裁判官は良心と憲法・法律にだけしられる（憲法第76条）。裁判官は、心身の故障・弾劾裁判・（最高裁判所の裁判官は）国民審査でやめさせると決まったときなどのほかは、やめさせられない。

民事裁判と刑事裁判（4ページ）

	民事裁判	刑事裁判
決める	個人・企業どうしの争い（国・地方公共団体が相手＝行政裁判）	犯罪の有無・刑罰
始まり方	原告が訴える	検察官が起訴する
向かい合う人	原告と被告	検察官と被告人（と弁護人）
終わり方	判決・和解	判決（有罪なら刑罰）

刑事裁判の流れ・人権（5ページ）

事件→警察が被疑者を逮捕→検察官が起訴するか決める→被告人になり裁判→判決。人権を守るしくみ：令状が無ければ逮捕されない（現行犯を除く）／黙秘権／弁護人を頼む権利（費用が出せなければ国がつける）／拷問の禁止・自白だけでは有罪にならない／公開の裁判／有罪の判決までは無罪として扱う。冤罪＝無実の人が罪に問われること。再審＝判決確定後、新しい証拠で裁判をやり直すこと。

裁判員制度・司法制度改革（6・7ページ）

裁判員制度（2009年～）＝裁判員6人と裁判官3人が、重大な刑事事件の第一審に参加（満18歳以上から、くじで選ばれる）。流れ：選任→公判→評議→判決。目的＝国民の感覚を裁判に生かし、理解と信頼を深める。司法制度改革＝裁判を身近で利用しやすく、信頼できるものにする。法テラス（法律相談）／取り調べの可視化（冤罪を防ぐ）／被害者参加制度。

三権分立・違憲審査（8・9ページ）

三権分立（モンテスキューが『法の精神』で説いた）＝立法権（国会）・行政権（内閣）・司法権（裁判所）に分け、抑制し合い均衡を保つ。わけ＝権力の集中を防ぎ、国民の自由と権利を守る。

①	国会→内閣：内閣総理大臣の指名・内閣不信任の決議
②	内閣→国会：衆議院の解散・臨時会の召集の決定
③	国会→裁判所：弾劾裁判
④	裁判所→国会：違憲審査
⑤	内閣→裁判所：最高裁判所長官の指名・裁判官の任命
⑥	裁判所→内閣：命令・規則・処分の違憲審査（行政裁判）

国民→国会：選挙／国民→内閣：世論／国民→裁判所：国民審査。違憲審査権＝すべての裁判所がもつ。最後に判断する最高裁判所＝「憲法の番人」。

合言葉：「1回目から2回目は控訴、2回目から3回目は上告」／「裁判官は、良心と憲法・法律だけにしたがう」／「民事は原告と被告、刑事は検察官と被告人」／「有罪の判決までは、無罪として扱う」／「裁判員は6人、重大な刑事事件の第一審」／「法テラスで相談、可視化で冤罪を防ぐ」／「三権は、おさえ合って、つり合う」／「最高裁判所は憲法の番人」

確認問題の答えと解説

1【2ページ】

(1) 家庭裁判所 (2) 簡易裁判所 (3) 地方裁判所 (4) 高等裁判所
(5) 司法 (6) 控訴 (7) 上告
(8) (例) 裁判を慎重に行って、まちがった判決を防ぎ、人権を守るため。
家族の争い・少年の事件は家庭裁判所、金額の小さい争いは簡易裁判所、多くの事件の第一審は地方裁判所、おもに第二審は高等裁判所。第一審 → 第二審が控訴、第二審 → 第三審が上告。記述は「慎重」「人権」が入っていれば正解。【2】

2【3ページ】

(1) 良心 (2) 憲法 (3) 法律
(4) イ
(5) (例) 国会や内閣などの力で判決が変わらないようにし、公正な裁判で、一人一人の権利を守るため。
第76条は、裁判官が良心にしたがい、憲法と法律にだけしばられると定める ((2)(3) は順不同)。やめさせられるのは、心身の故障、国会の弾劾裁判、国民審査などで決まったとき。ア・ウ・エの理由ではやめさせられない。記述は「公正」「権利」が入っていれば正解。【3】

3【4ページ】

(1) 民事裁判 (2) 刑事裁判 (3) 民事裁判
(4) 検察官 (5) 弁護士 (6) 被告人
(7) 和解 (8) 行政裁判
代金や土地をめぐる個人・企業どうしの争いは民事裁判 (訴えた人が原告)。検察官が裁判にかけるのは刑事裁判で、起訴された人が被告人。検察官は刑罰を求め、弁護士は被告人の利益を守る。民事裁判は和解で終わることもあり、国や地方公共団体を相手にする裁判は行政裁判。【4】

4【5ページ】

(1) イーア→エ→ウ
(2) 令状 (3) 黙秘権
(4) 冤罪 (5) 再審
(6) 無罪として扱われる
逮捕 (被疑者) → 検察官の起訴 → 被告人として裁判 → 判決の順。逮捕には、現行犯を除き令状が必要。自分に不利なことは言わなくてよい黙秘権がある。有罪の判決が出るまでは無罪として扱われる。【5】

5【6ページ】

(1) 6 (2) 3 (3) 第一審 (4) 18
(5) ウ
(6) (例) 国民の感覚を裁判に生かし、裁判への理解と信頼を深めるため。
裁判員6人が裁判官3人といっしょに、重大な刑事事件の第一審で、有罪か無罪か・刑罰を決める。満18歳以上の国民からくじで選ばれる。記述は「国民の感覚」「理解と信頼」が入っていれば正解。【6】

6【7ページ】

(1) イ (2) ウ (3) ア

(4) (例) 取り調べの様子を後から確かめられるようにして、無理な取り調べや冤罪を防ぐため。

法テラスは法律の相談などを受ける所、可視化は取り調べの録音・録画、被害者参加制度は被害者が刑事裁判に参加して質問などができる制度。記述は「無理な取り調べ」を防ぐことが書けていれば正解。【7】

7【8ページ】

(1) イ (2) エ (3) オ

(4) ウ (5) ア (6) カ

(7) モンテスキュー、法の精神

(8) エ

(9) (例) 権力が1か所に集まるのを防ぎ、国民の自由と権利を守るため。

①国会 → 内閣は指名と不信任、②内閣 → 国会は解散、③国会 → 裁判所は弾劾裁判、④裁判所 → 国会は違憲審査、⑤内閣 → 裁判所は長官の指名と裁判官の任命、⑥裁判所 → 内閣は命令・規則・処分の審査。国民は、国会へは選挙、内閣へは世論、裁判所へは国民審査。記述は「権力の集中」「自由と権利」が入っていれば正解。【8】

8【9・10ページ】

(1) 違憲審査権 (2) 憲法の番人 (3) ×をつける

(4) もつ

(5) 弾劾裁判 (6) 司法権の独立 (7) 取り調べの可視化

(8) 三審制 (9) 被疑者・被告人

違憲審査権はすべての裁判所がもち、最後に判断する最高裁判所が憲法の番人。ステップチャートの②は三審制で慎重に裁判をすること、④は刑事裁判での被疑者・被告人の人權。取り調べの録音・録画は可視化。【9・10】